

各府省庁等の契約における適切な価格転嫁の 推進に向けた取組について

財務省

2026年1月

各府省庁等の契約における適切な価格転嫁の推進に向けた取組について

1. 府省庁等申合せ（令和7年12月16日）

（1）ビルメンテナンス・庁舎清掃・警備契約における総合評価落札方式の適用拡大

落札決定前に役務提供体制等を審査し、提供役務の内容を評価するため、ビルメンテナンス・庁舎清掃・警備契約において、地方支分部局等を含め、総合評価落札方式の適用を順次拡大する。

（2）低入札価格調査基準の見直し

労務費、原材料費等の適切な価格転嫁を図るため、関係省庁は各府省庁等に共通するビルメンテナンス・庁舎清掃・警備契約について、新たな調査基準を速やかに設定する。当該基準設定後、各府省庁等は、令和7年度末までに順次調査基準の見直しを行う。

（3）期中改定等の徹底

「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」の中で明記されている期中改定条項等の契約への設定、受注者からの申出に対する誠実な協議等の取組みを徹底する。

（4）本府省庁等から地方支分部局等への支援等、独立行政法人等への要請等

2. 財務省主計局長通達の追加改正（令和7年12月16日）

（1）低入札価格調査事項等の事前周知

入札公告・入札説明書等に以下の事項を記載し、入札参加者に事前に周知する。

- ・調査基準に該当した場合に提出を求める積算資料等の詳細
- ・積算資料等の提出・説明に応じない等の場合には「契約の内容に適合した履行がされないおそれがある」ものとして落札者としがない場合があること など

（2）低入札価格調査実施後の契約に係る監督・検査

調査の結果、契約内容に適合した履行がなされるものと判断した場合において、調査結果を踏まえつつ、適切に監督・検査を行い、その結果を次回以降の入札の仕様書・予定価格の作成等において適切に反映する。

（注）上記の内容については、総務省から地方公共団体に対しても周知を行う。

(参考) 低入札価格調査制度に関する政府決定

経済財政運営と改革の基本方針2025

(1) 中小企業・小規模事業者の賃金向上推進 5 か年計画の実行

価格転嫁・取引適正化については、「官公需における価格転嫁のための施策パッケージ」に基づく取組として、**低入札価格調査制度**及び最低制限価格制度の**導入拡大・活用**、「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」に基づく物価上昇に伴うスライド対応や期中改定、国・独立行政法人等及び地方公共団体において必要となる予算の確保等を進める。

新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版

(1) 官公需における価格転嫁策の強化

② 国・独立行政法人等の低入札価格調査制度

低入札価格調査の対象となった事業のうち、失格となった事業が 1 %にも満たないなど、受注側の目線からは、低入札価格調査制度が機能していない。

国・独立行政法人等において、**低入札価格調査制度を適切に運用するように改め、また、工事以外の請負契約にも、その導入を拡大する**。

また、同制度の調査対象となる契約は、おおむね予定価格の60%未満の極めて低い入札率であり、原則的に失格とする。そうした運用見直しを実施しても、現状が改善されない場合、最低制限価格制度の導入も含めた抜本的改革も検討する。

加えて、**同制度に基づく調査の中では、最低賃金の支払、社会保険などの法定福利費、履行計画書、配置人数、応札した価格での積算書などの調査を徹底するとともに、調査実施後の点検についても、大幅に強化する**。

低入札価格調査制度の設定基準について、各種法令を遵守できる適正な率を業種ごとに検証し、同種の発注について同様の取扱いを徹底する。

「強い経済」を実現する総合経済対策

(3) 物価上昇を踏まえた官公需の価格転嫁の徹底

入札制度の適切な運用により、受注企業の労務費、原材料費等のコスト増加分が価格転嫁され、賃上げ原資の確保につながるが必要であり、最低制限価格制度及び**低入札価格調査制度について、それぞれの基準を見直すことを含め、各制度の趣旨に則った対応を徹底する**。

国において、**低入札価格調査制度を適切に運用するよう改めるとともに、工事以外の請負契約にもその導入を拡大する**。同制度の運用を見直しても現状が改善されない場合、最低制限価格制度の導入も含めた抜本的改革も検討する。

また、地方公共団体において、工事以外の請負契約について、最低制限価格制度及び低入札価格調査制度の導入が進んでいない実態が2025年9月に公表された総務省の調査でも明らかとなった。**事業所管省庁において主要な業種の価格基準を2025年度中に策定する**ほか、先行事例の横展開などを通じて、工事関係での速やかな導入の徹底に加え、工事契約以外の請負契約にも拡大を図る。